平成２３年（フ）第１９５０号
千葉県鴨川市東町1150―４
債務者　藤田　勝也
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１９６１号
千葉県船橋市芝山２丁目３―５―704
債務者　倉本　伸康
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１９６２号
東京都荒川区荒川１丁目２―８―101
債務者　野村　麻之
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１９６７号
東京都世田谷区若林２丁目３―12―103
債務者　来栖　優子
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１９６８号
東京都世田谷区上祖師谷４丁目２―３―114
債務者　荻田さおり
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３７３５号
横浜市港南区野庭町678番地　野庭団地１棟111号
債務者　飯島　邦子
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２０号
横浜市旭区東希望が丘36番地２　コーポ和田Ｐ１―102号室
債務者　森田　和人
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２３３６号
京都市西京区下津林東芝ノ宮町12番地
債務者　大門　　正
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月19日午後４時
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第５７号
東京都多摩市永山２丁目14番地の６アドラブールＫ405
債務者　岡本　善彦
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月20日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第６７号
東京都八王子市長房町446番地57ＨＡＫＵＥＩ．ＢＬＤ．301号
債務者　幸田　里香
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月20日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第４号
沖縄県中頭郡読谷村字座喜味783番地１　名嘉アパート201
債務者　山内　清子
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月20日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第１０号
沖縄県中頭郡読谷村字大木326番地１
債務者　金城　秀彰
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月20日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第１５７号
石川県小松市島町ヨ19番地26、従前の住所石川県小松市土居原町774　ガーデンヒルズ105号
債務者　河森　勝一
1　決定年月日時　平成23年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月21日午後２時
金沢地方裁判所小松支部

平成２３年（フ）第２１号
石川県小松市日末町ウ101番地
債務者　伊藤奈保子
1　決定年月日時　平成23年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月21日午後２時
金沢地方裁判所小松支部

平成２３年（フ）第８４号
東京都日野市落川579番地中村アパート206
債務者　高田記久雄
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月22日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１２４号
東京都町田市小山町44番地１ＫＩハイツ103
債務者　北山　裕治
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月22日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部